

ポートアイランド新グラウンド（港島南町）  
整備事業（デザインビルド方式）  
事業契約書（案）

令和3年 月 日

神戸市

【事業者名】

1 事業名 ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（デザインビルド方式）

2 履行場所 神戸市中央区港島南町3

3 履

行期間 自 契約締結日の翌日

至 令和4（2022）年3月31日

4 契約金額 総支払額 金【 】円

（うち消費税及び地方消費税相当額 金【 】円）

ただし、この契約の定めるところに従って金額の改定または減額がなされた場合には、当該改定または減額がなされた金額とする。

5 契約保証金 第44条に記載のとおり

本事業について、甲と乙とは（この契約において、「乙」というときは、構成企業を個別にまたは総称するというものとする。）、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって事業契約（以下「本件契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が1通、乙が1通を保有する。

令和【 】年【 】月【 】日

甲 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市長 久元 喜造

乙 代表企業

【所在地】

【企業名】

代表取締役 【 】

構成企業

【所在地】

【企業名】

代表取締役 【 】

構成企業

【所在地】

【企業名】

代表取締役 【 】

## 第1章 総則

### (目的等)

第1条 本契約は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

- 2 本件契約において使用する用語は、本件契約に別途定義されているものを除き、別紙1の定義集において定義された意味を有する。

### (本事業遂行の指針)

第2条 甲及び乙は、本事業を、事業指針に従って遂行しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本件契約と事業指針にあたるその他の文書との間に内容の相違がある場合は本件契約の内容を優先する。

- 3 本件契約に記載のない事項について、その他の書類相互間に内容の相違がある場合には、以下の順に従って本事業を遂行するものとする。

- (1) 入札説明書等に関する質問への回答
- (2) 入札説明書、要求水準書等
- (3) 事業者提案書類、公共工事標準仕様書

なお、同一順位の書類間に内容の相違がある場合には、甲の選択に従うものとする。ただし、上記(3)の事業者提案書類の水準が上記(1)、(2)に記載の水準を上回る部分については、事業者提案書類の記載が優先する。

- 4 乙は、本事業の遂行にあたっては、甲の要望を可能な限り尊重するものとする。
- 5 本件契約上の乙の義務の履行に関する一切の費用は、全て乙が負担するものとし、また、本事業に関する乙の資金調達は、本件契約に別段の規定がある場合を除き、全て乙が自己の責任において行うものとする。
- 6 乙は、甲が本事業に関し、助成金等を申請する場合または許認可の取得もしくは届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他甲が必要とする事項について、乙の費用負担にて、協力するものとする。

### (事業実施場所)

第3条 本事業を実施する場所は、事業用地（神戸市中央区港島南町3）及びその他本事業を実施するにあたって必要となる場所とする。

### (契約期間)

第4条 本件契約の期間は、契約締結日の翌日から令和4（2022）年3月31日までとする。

### (事業日程)

第5条 乙は、本件契約締結後14日以内に業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間または契約内容が変更された場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「本件契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

### (甲の担当者)

第6条 甲は、総括係員、主任係員及び係員を置き、本件契約の他の条項に定めるもののほか、その氏名を乙に通知しなければならない。総括係員、主任係員及び係員を変更した時も同様とする。

- 2 総括係員、主任係員及び係員は、次に掲げる権限を有するものとする。
  - (1) 設計業務における権限

- ア 甲の意図する設計成果物を完成させるための乙または乙の管理技術者（設計）及び設計担当者に対する業務に関する指示
- イ 要求水準書の記載内容に関する乙の確認の申出または質疑に対する承諾または回答
- ウ 契約の履行に関する乙または乙の管理技術者（設計）及び設計担当者との協議
- エ 設計業務の進捗の確認，要求水準書と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- (2) 建設業務における権限
  - ア 契約の履行に関する乙または乙の監理技術者等に対する指示，承諾または協議
  - イ 建設業務のために乙が作成した詳細図等の承諾（乙の工事監理者が行うものを除く）
  - ウ 建設業務の工程の管理，立会い，施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査
- (3) 工事監理業務における権限
  - ア 甲の意図する工事監理業務を完了させるための乙または乙の工事監理者に対する業務に関する指示
  - イ 要求水準書の記載内容に関する乙の確認の申出または質疑に対する承諾または回答
  - ウ 契約の履行に関する乙または乙の工事監理者との協議
  - エ 工事監理業務の進捗の確認，要求水準書及び本事業の設計業務の成果品の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 前項の規定に基づく総括係員，主任係員及び係員の指示または承諾は，原則として，書面により行わなければならない。
- 4 この契約に定める催告，請求，通知，報告，申出，承諾及び解除については，係員を経由して行うものとする。この場合においては，係員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

（代表企業の連帯責任及び構成企業の連帯責任）

- 第7条 代表企業は，本件契約に基づき構成企業が甲に対して負担する債務について，債務者となる構成企業と連帯して当該債務を負担する。
- 2 構成企業は，本件契約に基づき代表企業が甲に対して負担する債務を負担しない。
  - 3 代表企業は，構成企業を統括し，構成企業をして，甲に対し，本事業に関する業務のうち構成企業が担当する業務につき，法令及び業務水準に従って誠実に遂行させる義務を負う。
  - 4 設計企業は，設計業務の範囲内でのみ責任を負い，それ以外の本事業の業務については責任を負わない。建設企業又は工事監理企業も同様に，それぞれ建設業務又は工事監理業務でのみ責任を負い，それ以外の本事業の業務については責任を負わない。
  - 5 設計企業が複数存在する場合，各設計企業は，自己以外の設計企業が設計業務に基づき負う債務につき，それぞれ当該設計企業と連帯して保証する責任を負い，建設企業又は工事監理企業がそれぞれ複数存在する場合，自己以外の建設企業又は工事監理企業が建設業務又は工事監理業務に基づき負う債務につき当該建設企業又は工事監理企業と連帯して保証する責任を負う。
  - 6 本条各項の定めは，本件契約その他において，別途，構成企業の連帯責任を定める規定を排除するものではない。

（乙が第三者に与えた損害）

- 第8条 乙が本事業を行うにつき，第三者に損害を与えた場合，乙は，本件契約に基づき乙の負担すべき損害を，当該第三者に対して賠償しなければならない。
- 2 甲は，前項に規定する損害を第三者に賠償する場合，事前に乙に通知するものとし，甲が第三者に対する賠償を行ったときは，乙に対し，賠償した金額を求償することができる。この場合において，乙は，甲からの請求を受けた場合には，速やかにその金額を支払わなければならない。

## 第2章 設計・計画通知等各種申請業務

### 第1節 設計のための事前調査業務

(事前調査)

第9条 乙は、自己の責任及び費用において、構成企業をして、本件契約締結後、本事業の設計、施工、工事監理及びその他本件契約に規定する業務の実施に必要な事前調査を行わせなければならない。

- 2 乙は、前項の事前調査にあたっては、事業用地及び周辺地域への影響に配慮し、その実施日程及び実施方法等について、甲と十分に協議し、実施するものとする。
- 3 乙が第1項の事前調査を行った結果、事業用地の一部に施工に支障をきたす状態にある場合には、甲と乙は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、協議の結果に基づいて、甲は、乙が実施した除去修復に起因して乙に発生した追加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、乙は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

(事前調査に関する第三者の使用)

第10条 乙は、前条の事前調査を行うにあたって、構成企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、構成企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、構成企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(事前調査責任)

第11条 乙が、第9条の規定により構成企業によって実施させた調査の不備、誤り等から発生する一切の責任は乙がこれを負担するものとし、甲は当該不備、誤り等に起因して発生する一切の追加費用を負担しない。

- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて乙の責任において行うものとし、事前調査業務に関して乙または構成企業が直接または間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。
- 3 入札説明書、要求水準書等に記載する図面、データ等は、あくまでも参考資料として提供されるものであり、甲は、これら資料の提供を理由として、本件契約に基づいて乙が行う業務の全部または一部について何ら責任を負担するものではない。

第2節 設計業務

(設計業務)

第12条 乙は、本件契約の締結後速やかに、法令を遵守のうえ、事業指針に基づき、かつ、前節に規定する事前調査の結果を踏まえ、設計企業をして、各種共通仕様書等を遵守させるとともに、甲との十分な協議をさせたうえで、設計を行わせるものとする。

- 2 乙は、本章に規定する設計及びこれに付随して行う業務を実施するにあたっては、設計企業をして、その時期及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議させるものとする。

(管理技術者)

第13条 乙は、設計企業をして、設計業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めさせ、甲に対し、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、設計業務の履行に関し、設計業務の管理及び統轄を行うほか、本件契約に基づく設計企業の一切の権限を行使することができる。
- 3 乙は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(進捗状況の報告)

第14条 乙は、設計業務の進捗状況に関して、定期的に甲に報告しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、甲は、設計の進捗状況に関して、適宜、乙に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 甲は、第2項の報告を理由として、設計及び施工の全部または一部について何らの責任を負担するものではない。

(設計業務に関する第三者の使用)

第15条 乙は、設計企業をして、設計業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 乙は、設計業務を行うにあたって、設計企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、設計企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、設計企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(設計に関する第三者の使用責任)

第16条 乙は、設計に関する一切の責任(設計上の誤り及び乙の都合による設計変更から発生する追加費用の負担を含む。)を負担する。

- 2 前条の設計業務に関する第三者の使用は、全て乙の責任において行うものとし、設計業務に関して乙または構成企業が直接または間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(管理技術者等に関する措置要求)

第17条 甲は、管理技術者、設計企業の使用人または第10条もしくは第15条第2項の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

(設計の完了)

第18条 乙は、設計業務が完了したときは、速やかに、別途甲が指示する書類等を甲に提出する。

- 2 甲は、書類等と事業指針との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致を生じている設計箇所及びその内容を乙に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 乙は、前項の規定による通知を受領した場合、乙は、自己の責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を甲に報告し、甲は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、施工の遅延が見込まれる場合の工期の変更及びその変更による費用等の負担は、第38条第2項及び第39条第3項の規定に従うものとする。
- 5 甲は、第1項に規定する書類等を受領したこと、乙に対して第1項に規定する通知を行ったことまたは第2項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、設計及び施工の全部または一部のいずれについても何ら責任を負担するものではない。

(甲の請求による設計の変更)

第19条 甲は、必要があると認めるときは、完成前であると完成後であるとを問わず、乙に対して、工期の変更を伴わず、かつ、事業指針の範囲を逸脱しない限度で、変更内容を記載した書面を交付して、設計変更を求めることができる。この場合、乙は、当該変更の要否及び乙の本事業の実施に与える影響を検討し、甲に対して甲からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。甲は、かかる乙の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、乙に通知する。

- 2 甲が、工期の変更を伴う設計変更または事業指針の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合、乙はその当否及び費用負担について甲との協議に応じるものとし、協議が調った場合には、設計変更を合意して実施するものとする。
- 3 前2項の規定に従い、甲の責めに帰すべき事由に基づき、乙が設計変更を行った場合に、当該変更により乙に追加費用または損害が発生したときは、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求し、甲は当該追加費用または損害を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については乙と協議する。また、当該設計変更により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用が増減したときは、第5章の規定に基づいて支払われる対価の支払額を増減する。
- 4 第1項または第2項の設計変更に起因する工期の変更については、第37条第1項及び第3項を準用する。

(乙の請求による設計の変更)

- 第20条 乙は、甲の事前の承諾を得た場合を除き、設計変更を行うことはできないものとする。
- 2 前項の規定により乙が甲の事前の承諾を得て設計変更を行う場合、当該変更により乙に追加費用または損害が発生したときは、原則として乙が当該追加費用または損害を負担するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合には甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
  - 3 第1項の設計変更に起因する工期の変更については、第37条第1項を準用する。

### 第3章 工事業務及び工事監理業務

#### 第1節 総則

(工事の施工に関する基本方針)

- 第21条 乙は、本章に規定する工事の施工及びこれに付随して行う業務を実施するにあたっては、事業用地及び周辺地域への影響に配慮し、その実施時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に甲と十分に協議し、実施するものとする。また、乙は、施工期間中の各作業実施場所における甲の発注に係る第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）の予定を事前に甲に確認し、甲を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、事業用地及び周辺地域への影響を配慮し、甲と十分協議の上、別途甲が指示する施工計画書を作成しなければならない。

(工事の施工)

- 第22条 乙は、建設企業をして、事業指針、設計図書、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及び工期に従い、かつ、各種共通仕様書等を遵守させ、工事の施工を行わせるなければならない。
- なお、乙は、施工計画書、工事監理業務に必要な書類・図書等及びその他要求水準書において工事の施工にあたり甲への提出が求められている書類を、甲乙協議のうえ、甲の定める提出期限までに、甲に提出するものとする。
- 2 仮設、施工方法その他工事の施工を行うために必要な一切の業務手段については、事業者提案書類、施工計画書において特に提案されているものも含め、乙が自己の責任及び費用において行うものとする。
  - 3 乙は、工事の施工に必要な工事用電力、水道、ガス等を全て自己の費用及び責任において調達しなければならない。
  - 4 乙は、工事の施工に際し、樹木、排水溝等の既存物の移設が必要となる場合には、甲と協議し、甲の指示に基づき、各種共通仕様書等を遵守のうえ、乙が自己の責任及び費用においてこれらを移設し、速やかに法令に適合した機能回復等を行うものとする。ただし、甲が、機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。

- 5 乙は、建設企業をして、工事の施工期間中、事業実施場所に常に必要な書類を整備させなければならない。
- 6 甲は、乙に対し、施工体制台帳（建築業法（昭和 24 年法律第 100 号）建設業法第 24 条の 7 に規定する施工体制台帳をいう。）の閲覧及び施工体制にかかる事項についての報告を求めることができる。

（工事の施工に関する計画通知、許認可及び届出等）

第 23 条 乙は、工事の施工に関する本件契約上の義務を履行するために必要となる計画通知を含む許認可等の取得、届出等の一切を自己の責任及び費用において行う。

- 2 乙が甲に対して協力を求めた場合、甲は乙による前項の許認可等の取得及び届出等に必要資料の提出等についての必要な協力をを行うものとする。
- 3 乙が、第 1 項の許認可の申請にあたって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成、保管し、甲から提出を求められた場合には、速やかにこれを提出するものとする。

（工事検査）

第 24 条 乙は、事業実施場所において、工事の施工が完了するごとに、工事期間、竣工時の工程内検査（設計図書等の履行状況）、出来形検査（工事の出来形管理）、品質検査（品質管理に関する検査）を実施し、設計、建設及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認する。

（監理技術者等）

第 25 条 乙は、建設企業をして、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に配置させ、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。なお、主任技術者及び監理技術者は、これを兼ねることができる。

- (1) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）
- (2) 監理技術者（建設業法第 26 条第 3 項の工事の場合には専任の技術者。以下同じ。）

（工事監理）

第 26 条 乙は、工事監理企業をして、事業指針及び要求水準書に従い、本事業の工事に係る工事監理業務を行わせなければならない。

- 2 乙は、工事の施工に着工する前に、自らの責任及び費用により、工事監理企業をして、工事監理者を配置させ、配置後速やかに甲に対して当該配置の事実を通知する。
- 3 乙は、各作業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させようえ、乙を通じ、定期的に工事監理の状況を甲に報告させるものとし、甲が要請したときは、随時報告を行わせるものとする。
- 4 乙は、品質の管理を行うため、甲と協議のうえ、品質管理のためのチェックリストを作成し、甲の承認を得るとともに、第 24 条の工事監理業務が完了するごとに、当該チェックリストに基づき、工事監理記録等の内容を検査のうえ、その結果を甲に報告するものとする。
- 5 乙は、第 24 条の工事検査が完了するごとに、当該作業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、要求水準書に定める工事検査を行わせた後、速やかに、甲に対して要求水準書に定める工事検査報告を行わせる。
- 6 乙は、甲に対し、第 24 条の工事検査を行う 7 日前（当該日が甲の休日にあたる場合は、直前の甲の開庁日）までに、甲に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 甲は、第 5 項の工事検査に立会うことができる。ただし、甲は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 8 乙は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで必要となる協力をを行う。



(事業実施場所の管理等)

第 27 条 乙は、工事の施工を実施するにあたり、事業実施場所、使用が必要となる駐車場及び資材置場等の場所等について、使用場所ごとに、事前に、甲に対してその使用期間を明らかにした届出を甲の定める様式に従って行い、甲から使用についての承諾を得なければならない。

- 2 乙は、甲が使用を承諾した期間、善良なる管理者の注意義務をもって前項の規定による使用についての承諾を得た場所等の管理を行う。

(工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用)

第 28 条 乙は、建設企業をして、施工業務の一部に限って第三者に請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。また、乙は、工事監理業務の一部に限って第三者に再委託させることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託させることはできない。

- 2 乙は、工事の施工及び工事監理を行うにあたって、建設企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合、事前に甲に届け出てその承諾を得なければならない。

なお、建設企業及び工事監理企業が使用する第三者が更に第三者を使用する場合にも甲の事前の承諾を得ることを、建設企業及び工事監理企業が第三者を使用する場合についての甲の承諾条件とする。

(施工及び工事監理責任)

第 29 条 乙は、工事の施工及び工事監理に関する一切の責任を負担する。

- 2 前条の工事の施工及び工事監理に関する第三者の使用は、全て乙の責任において行うものとし、施工及び工事監理に関して乙または建設企業及び工事監理企業が直接または間接に使用する第三者の行為は全て乙の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、全て乙の責めに帰すべき事由として、乙が責任を負うものとする。

(監理技術者等に対する措置要求)

第 30 条 第 25 条の主任技術者もしくは監理技術者、第 26 条の工事監理者、その他建設企業もしくは工事監理企業の使用人、または第 28 条の規定による第三者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、第 17 条の規定を準用する。

(安全性の確保)

第 31 条 乙は、工事の実施にあたっては、周辺地域等に対する安全確保を最優先するとともに、工事の安全管理を徹底し、事故防止に努める。

- 2 乙は、事業実施場所内においても、工事で使用する場所及び工事作業場所は必要最小限とし、安全確保が必要な場所、並びに甲が必要と判断した場所については、仮囲い等により安全確保を徹底する。また、工事用車両の運行経路の策定にあたっては、周辺地域等に十分配慮し、事前に甲との協議及び調整を行う。
- 3 乙は、工事期間中は、必要に応じて工事誘導員を配置するなど、乙の責任で事業実施場所の安全性の確保に配慮する。

(施工に伴う近隣対策等)

第 32 条 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞及びその他施工により周辺地域等に与える影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施する。

- 2 乙はこの近隣対策の実施について、甲に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 乙は、甲の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、施工計画書に規定する施工計画を変更することはできない。

- 4 近隣調整の結果、工期の遅延が見込まれる場合、甲及び乙は協議のうえ、速やかに工期を変更することができる。
- 5 近隣調整の結果、乙に生じた費用（工期が変更されたことによる費用増加も含む。）については、乙が負担するものとする。ただし、乙が、事業指針を遵守し、かつ、合理的な範囲の近隣対策を実施しているにもかかわらず、乙に生じた追加費用または損害は、合理的な範囲において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

## 第2節 甲による確認

（甲による説明要求及び事業実施場所立会い等）

- 第33条 甲は、随時、工事の施工が事業指針、各種共通仕様書等、設計図書及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、甲は、工事の施工の状況その他について、乙に事前に通知したうえで、乙または第28条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、また、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。
- 2 乙は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び甲による確認の実施につき、甲に対して最大限の協力を行うものとし、また、建設企業、工事監理企業または第三者をして、甲に対して必要かつ、合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
  - 3 第1項に規定する説明または確認の結果、施工状況が事業指針、各種共通仕様書等、設計図書及び工事監理業務に必要な書類・図書等の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
  - 4 乙は、施工期間中に乙が行う検査について、事前に甲に対して通知するものとする。なお、甲は、乙が行う検査または試験に立会うことができるものとする。
  - 5 甲は、本条に規定する説明または報告の受領、確認の実施または立会いを理由として、工事の施工の全部または一部のいずれに関しても何ら責任を負担するものではない。

（中間確認）

- 第34条 甲は、工事の施工が事業指針、各種共通仕様書等、設計図書及び工事監理業務に必要な書類・図書等に従い、施工されていることを確認するため、工事の施工期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。
- 2 前項の中間確認の結果、施工状況が、事業指針、各種共通仕様書等、設計図書及び工事監理業務に必要な書類・図書等の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
  - 3 甲は、第1項の中間確認の実施を理由として、工事の施工の全部または一部のいずれに関しても何ら責任を負担するものではない。

## 第3節 完成検査

（完成検査）

- 第35条 甲は、乙から第26条第5項に規定する工事監理者による報告を受けた後、14日以内（14日目の日が甲の休日にあたる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、報告を受けた工事の完成検査を実施し、いずれも設計、建設及び工事監理業務に係る業務水準を満たしていることを確認するものとする。
- 2 完成検査の結果、工事の施工状況が設計、建設及び工事監理業務に係る業務水準に従い施工されているときは、甲は乙に対し、完成検査書を交付する。
  - 3 甲が、完成検査後14日以内（14日目の日が甲の休日にあたる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に、乙に対し、何ら通知を行わないときには、乙は完成検査に合格したものとみなすことができる。

- 4 完成検査の結果、工事の施工状況が、設計、建設及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明したときは、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。
- 5 甲は、乙が前項の是正の完了を報告した日から14日以内（14日目の日が甲の休日にあたる場合は、その直後の甲の開庁日まで）に再度、完成検査を実施するものとする。当該完成検査の結果、工事の施工状況がなおも設計、建設及び工事監理業務に係る業務水準の内容を客観的に逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成検査が繰り返される場合も同様とする。
- 6 甲は、第1項に規定する完成検査を行ったことを理由として、設計、建設及び工事監理その他本件に基づく乙の業務の全部または一部について何ら責任を負担するものではない。

#### 第4節 工期等の変更等

##### （工期）

第36条 工期は、本件契約書記載の工事完成の時期とする。

- 2 乙は、工期の最終日までに前条の完成検査に合格し、甲における使用を可能な状態としたうえで、甲に対する引き渡しを完了しなければならない。

##### （工期の変更）

第37条 甲が乙に対して工期の変更を請求した場合または乙が不可抗力事由もしくは乙の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲及び乙は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

- 2 乙が、乙の責めに帰すべき事由により、工期を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、甲は、当該変更の可否を定めるものとする。
- 3 第1項において、甲及び乙の間において協議が調わない場合、甲が協議の結果を踏まえて合理的な工期及び供用開始時期を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

##### （工期の延長変更による費用等の負担）

第38条 甲の責めに帰すべき事由により、前条に基づいて工期を延長変更した場合、当該延長変更に伴って乙に生じた追加費用または損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由、不可抗力事由もしくは本事業に直接関係する法令改正等により、前条に基づいて、甲が工期の延長変更を認めた場合またはこれらの事由及び前項に掲げる事由の全部または一部が複合して工期が延長変更された場合、乙は、当該延長変更に伴い甲が負担した追加費用及び甲が被った損害（変更がなければ交付されるべき助成金等の金額を含むが、それに限られない。）の負担は、第7章の定めに従うものとする。

##### （工期の遅延による費用等の負担及び違約金）

第39条 甲の責めに帰すべき事由により、工期が遅延する場合、当該遅延に伴って乙に生じた追加費用または損害は、合理的な範囲内において甲が負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、工期が遅延する場合、乙は、甲に対し、工期の最終日（第37条に基づき工期変更がなされた場合には、変更後の工期における最終日）の翌日から実際に乙から甲に対して引渡された日までの期間（ただし、乙の責めに帰すことのできない事由により施工業務が工期より遅延した期間が競合する場合は、その期間を除き、両端日を含む。）において、延滞日数1日につき工期が遅延した対象施設に係る委託料の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の1000分の1を違約金として支払うものとする。

- 3 乙は、前項に定める工事の遅延によって甲が負担した追加費用または甲が被った損害（遅延がなければ交付されるべき助成金等の金額を含むが、それに限られない。）につき、前項の違約金とは別に合理的な金額を甲に対して支払うものとする。

（工事の一時中止）

- 第40条 甲は、必要があると認める場合、その理由を乙に通知したうえで、工事の施工の全部または一部を一時中止させることができる。
- 2 甲は、前項の規定により、工事の施工の全部または一部を一時中止させた場合で、必要があると認めるときは、乙と協議のうえ、工期を変更することができる。この場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、または労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合またはその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用または損害を合理的な範囲内において負担するものとし、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
  - 3 甲は、不可抗力事由または本事業に直接関係する法令改正等により、工事の施工の全部または一部が一時中止された場合で必要があると認める時は、乙と協議のうえ、工期を変更することができる。
  - 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令改正等またはこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部または一部が複合して、工事の施工の全部または一部が一時中止された場合において、乙が工事の再開に備え、事業実施場所を維持し、または労働者、施工機械器具等を保持する等した結果、工事の施工の一時中止に伴う追加費用を必要とした場合またはその他乙に損害が生じた場合には、甲は当該追加費用または損害のうち合理的な範囲内のものについて、不可抗力事由による場合は第65条第2項及び第3項を適用し、上記法令改正等による場合は第66条第2項を適用し、事由が複合した場合は、上記法令改正等による追加費用または損害であることが明らかな部分を除き不可抗力事由によるものとみなして第65条第2項及び第3項を適用する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。

（危険負担等）

- 第41条 本件契約書記載の工事完成の時期までに、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料その他施工器具等が、不可抗力事由により滅失し、または毀損し、その結果、乙に追加費用または損害が発生したときは、甲及び乙は、当該追加費用または損害のうち合理的な範囲内のものについて、第65条第2項及び第3項によるものとする。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
- 2 前項の場合、本件契約の取扱いは、次に掲げるとおりとする。
    - (1) 滅失または毀損の程度が甚大で、修復に多額の費用を要する場合は、甲及び乙は原則として本件契約の全部または一部を解除するものとする。ただし、乙が任意の判断で甲の認める期限内に乙の費用負担において事業実施場所に再施工する場合はこの限りではない。この再施工をする場合、前項は適用せず、甲は乙の追加費用または損害を負担しない。
    - (2) 前号の場合以外の毀損の場合には、乙は設計どおり修復して事業実施場所に施工するものとする。この場合に乙に生じる追加費用または損害の負担については、前項を準用するものとし、甲は、修復に要する合理的期間を限度として工期の延長を認めるものとする。
    - (3) 前2号の場合、甲は乙に対し、損害賠償の請求は行わない。

（契約不適合責任）

- 第42条 甲は、引き渡された工事目的物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

- 2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 工事目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第43条 甲は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から設計図書に定められた担保期間内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求または契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下本項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
  - 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
  - 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意または重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
  - 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
  - 7 この契約が低入札価格調査を受けた契約である場合は、第1項中「設計図書に定められた担保期間内」とあるのは「設計図書に定められた担保期間の2倍の期間内」と読み替えて、同項の規定を適用する。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
  - 8 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質または甲もしくは甲の担当者の指図により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその材料または指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

## 第4章 契約保証金等

(契約保証金等)

- 第44条 代表企業はこの契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、甲においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行または甲が確実に認める金融機関等の保証
- (4) この契約による債務の不履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
  - 2 前項第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
  - 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額または保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、第45条の委託料の税込金額の100分の3以上としなければならない。
  - 4 第1項の規定により、乙が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
  - 5 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の金額に同額に対する消費税及び地方消費税相当額を加えた金額の100分の3に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。
  - 6 甲は、工事目的物が検査に合格し、かつ、引渡しを受けたのちに、第1項第1号の契約保証金または同項第2号の有価証券等を乙に返還するものとする。

## 第5章 委託料の支払

（委託料の金額）

第45条 本事業に係る委託料は、金●円（消費税及び地方消費税込み）とする。

（賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 第46条 甲または乙は、工期内で本件契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して委託料（ただし、施工業務費に限る。以下、本条において同じ。）の金額の変更を請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、残工事の工期が2月以上ある場合でなければこれを行うことができない。
  - 3 甲または乙は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（ただし、施工業務費に限る。以下、本条において同じ。）と変更後残工事代金額（ただし、施工業務費に限る。以下、本条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の100分の15を越える額につき、委託料の金額の変更に応じなければならない。
  - 4 変動前残工事代金額及び変更後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
  - 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本件契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく委託料の金額変更の基準とした日」とする。
  - 6 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、委託料の金額が不相当となったときは、甲または乙は、前各項の規定によるほか、委託料の金額の変更を請求することができる。
  - 7 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、委託料の金額が著しく不相当となったときは、甲または乙は、前各項の規定にかかわらず、委託料の金額の変更を請求することができる。
  - 8 第6項及び前項の場合において、委託料の金額の変更額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

（委託料の支払）

第 47 条 甲は、施工した工事が第 35 条の完成検査に合格し、かつ、施設の甲における使用を可能としたうえで、施設の引き渡しを受け、業務を完了した後に、乙から、所定の手続きに従って委託料の請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に乙に支払わなければならない。ただし、次条による前金払及び第 52 条による部分払があるときは、その金額を除く。

(前金払)

第 48 条 乙は、代表企業をして、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、本件契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結させたときは、その保証証書を甲に寄託して、前金払を請求することができる。ただし、その額は、第 45 条の委託料のうち、施工業務費につき税込金額の 4 割以内、設計業務費及び工事監理業務費につき税込金額の 3 割以内とする。なお、保証契約については、代表企業名義での契約とする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から起算して 14 日以内に前払金を支払わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、支払期限を延長することができる。
- 3 乙は、第 1 項の規定により前金払を受けた後、代表企業をして、保証事業会社と中間前払金に関し、工期の最終日を保証期限とする保証契約を締結させたときは、その保証証書を甲に寄託して、中間前払金を請求することができる。ただし、その額は、第 45 条の委託料のうち、施工業務費につき税込金額の 2 割以内とする。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、第 52 条による部分払または第 47 条による委託料の支払を請求した後にあっては、前項の中間前払金を請求することはできない。
- 5 乙は、第 3 項の中間前払金を請求しようとするときは、あらかじめ、甲の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該請求の結果を乙に通知しなければならない。
- 6 前 5 項の規定により前金払（中間前払金を含む。以下同じ。）をした後において、委託料の金額が著しく増減したときは、その増減した額について既に支払った前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）の率により計算した額を、甲は、乙に追加払し、または乙をして還付させることができる。

(保証契約の変更)

第 49 条 乙は、前条第 6 項の規定により前払金の額が増減した場合には、直ちに保証金額を変更後の委託料に合わせた額に変更する内容に保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

- 2 乙は、工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前金払の使用等)

第 50 条 乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(保証契約の解除)

第 51 条 甲は、保証契約が解除されたときは、乙をして前払金の全部または一部を返還させるものとする。

(部分払)

第 52 条 甲は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、工事の完成前に、出来形部分及び設計図書で部分払の対象に指定した工事材料（以下「出来高部分」という。）につき、乙が作成する工事内訳書の単価に基づいて計算した委託料相当額（以下「出来高額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、乙の請求の有無にかかわらず、次項から第 8 項までに定めるところにより、部分払をすることができる。ただし、前金払をした場合にあっては、次の算式により計算した額を支払金額から控除する。

$$\text{（控除すべき額）} \quad \text{出来高額} \times \frac{\text{前払金額}}{\text{委託料の金額}}$$

- 2 乙は、中間前金払を請求した後には、部分払を請求することができない。ただし、甲が特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分の確認を甲に請求しなければならない。
- 4 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から起算して 14 日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 6 乙は第 4 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から起算して 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 前項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項中「委託料相当額」とあるのは「委託料相当額から既に部分払の対象となった委託料相当額を控除した額」とするものとする。
- 8 第 1 項の規定により部分払をした出来高部分の所有権は、甲に移転するものとする。この場合において、当該部分の危険負担は、完成引渡しまで乙が負うものとする。
- 9 乙は第 1 項の規定による部分払を請求しようとするときは、甲が必要ないと認めるものを除き、出来高部分について、甲を被保険者とする火災保険等に付し、その証券を甲に提出しなければならない。この場合において、保険の種類、保険金額及び期間は、甲の指示によるものとする。
- 10 前項の場合において、保険事故が発生したときは、乙が損害をてん補した場合のほか、その保険金は、甲の乙に対する委託料支払金相当金額の限度で、甲が取得するものとする。

## 第 6 章 契約の終了等

（甲による契約解除）

第 53 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告をすることなく、本件契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 支払の停止、破産、民事再生手続開始、会社更生、特定調停もしくは特別清算開始の申立てがあったときまたは任意整理等の手続きが着手されたときもしくはそのおそれが合理的に認められるとき。
- (2) 乙が振出した手形または小切手に不渡りがあったとき。
- (3) 乙が仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けたときまたは公租公課を滞納し督促を受けて 1 か月以上滞納金の支払いがなされないときもしくは滞納処分を受けたとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、本件契約の履行が不能となったとき。
- (5) 乙の責めに帰すべき事由により、連続して 30 日間（乙が書面をもって説明し、甲が認めた場合にあっては、相当の期間）以上本事業を行わなかったとき。



- (6) 信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると甲が認めるべき相当の理由があるとき。
- (7) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (8) 第 71 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 2 甲は、乙において次の各号に掲げるいずれかの事由が生じたときは、乙に対し、相当の期間を定めて催告したうえで、本件契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 乙が、設計または施工に着手すべき期日を過ぎても設計または施工に着手せず、相当の期間を定めて甲が理由の説明を求めても、乙から、当該遅延について甲が満足すべき合理的な説明がないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、工期内に完成せず、かつ、工期経過後 60 日以内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 乙が、甲からは是正の指示を受けたにもかかわらず、是正の指示があった日から 3 か月以上経過してもなお是正の対象となった事項が是正されないとき。
- (4) 正当な理由なく、第 42 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (5) その他乙が本件契約または本件契約に基づき合意した条項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 3 施設が甲に引き渡される前に前 2 項の規定に基づき本件契約が全部もしくは一部解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所を工事着工前の現状に復したうえで、甲に返還する。また、乙は、甲の請求に基づき、本件契約解除の違約金として、第 45 条の委託料の金額のうち未了の工事に対応する委託料の金額に同額に対する消費税及び地方消費税を加えた金額の 10 分の 1 を違約金として支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。
- 4 施設が甲に引き渡される前に第 1 項及び第 2 項の規定に基づき本件契約が全部もしくは一部が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、解除に係る事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。
- 5 前項の場合、工事の出来形部分で甲が承認したものは甲の所有とし、甲はこれに対応する委託料を乙に支払うものとする。ただし、第 48 条による前金払及び第 52 条による部分払があるときは、その金額を除く。
- 6 甲は、本条に基づき乙が甲に対して支払うべき違約金の全部または一部に、乙が甲に差し入れている第 44 条の契約保証金または担保を充当することができるものとする。
- 7 乙は、本条に基づく解除により甲が被った損害額が、本条に定める違約金の合計額を上回る場合は、その差額を甲の請求に基づき支払わなければならない。
- 8 第 48 条の前払金が引渡し済みの工事に対応する委託料（第 52 条の部分払があるときは、その金額を控除した後の金額）を上回る場合は、乙は甲に対し、解除後速やかに、その上回る額を返還しなければならない。

(独占禁止法違反等を理由とする甲による契約解除)

第 54 条 甲は、構成企業または協力企業につき、本件契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、本件契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。本件契約締結時までに施行された改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、または構成企業もしくは協力企業が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく排除措置命令、第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令、同法第 8 条の 2 第 1 項に基づく排除措置命令または同法第 8 条の 3 に基づく課徴金の納付命令を行い、当該構成企業または協力企業が当該納付命令に係る行政事件訴訟法第 14 条の出訴期間を徒過したときまたは当該期間内に訴えをしたがその訴えを却下もしくは棄却する判決が確定したとき。

- (2) 構成企業もしくは協力企業または構成企業もしくは協力企業の役員、代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3または独占禁止法第89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (3) 構成企業または協力企業の役員もしくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第198条に規定する刑が確定したとき。
- (4) その他構成企業または協力企業の役員もしくは代理人、使用人その他の従業者が第1号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 2 甲は、構成企業または協力企業が、次の各号のいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部または一部を解除することができる。
  - (1) 役員等（構成企業または協力企業における役員またはその支店もしくは営業所〔常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。〕を代表する者をいう。以下、本項において同じ。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
  - (2) 暴力団関係者が顧問に就任するなど事実上、経営に参加していると認められるとき。
  - (3) 役員等が業務に関し、不正に財産上の利益を得るため、または債務の履行を強要するために暴力団関係者を使用したと認められるとき。
  - (4) 役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団または暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請け契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が本項第1号から第5号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- 3 乙は、構成企業をして、本事業を、第1項または前項各号のいずれかの事由に該当する第三者に請け負わせ、または委託することはできない。また、さらに本事業を請け負いまたは受託した第三者が、第1項または前項各号のいずれかの事由に該当する別の第三者に請け負わせ、または委託することもできないものとし、その下の請負または委託についても同様とする。
- 4 乙は、第三者が前項の事由に該当することが判明した場合、直ちに当該第三者との間の契約を解除する等し、当該第三者が本事業に直接または間接に関与しないよう措置をとったうえで、その旨を甲に報告しなければならない。乙がかかる措置を直ちにとらない場合、甲は、本件契約を解除することができる。
- 5 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理には、前条第3項第1文及び第4項から第8項までの規定を準用する。
- 6 甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、全ての工事が甲に引き渡される前か後かにかかわらず、乙が第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚した場合、乙は、自ら及び構成企業をして、連帯せしめたとす。甲に対し、本件契約解除の違約金として、第45条の委託料の税込金額の10分の1の金額を支払うものとする。ただし、本件契約の解除が、一部解除である場合、その解除の範囲、原因及び甲の実損害等の実情を勘案したうえで、甲の判断において、違約金の額を減額することがある。ただし、甲が被った損害の額が当該違約金額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について別途乙に損害賠償請求を行うことができる。
- 7 乙が、第1項に該当した場合であって、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その発覚が工事のすべての引渡し前か後かにかかわらず、前項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。
  - (1) 第1項第1号に該当する課徴金納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項（または同条第8項）の規定の適用があるとき。
  - (2) 乙が甲に構成企業が第1項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 8 乙について、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することが発覚し、これにより甲が被った損害額が、第6項の違約金の額（第7項の違約金に加わる場合には、その違約金の額を含む。）を上回る場合は、甲が本件契約を解除するか否かにかかわらず、その差額金を甲の請求に基づき支払わなければならない。ただし、甲は、乙が甲に差し入れている第44条に基づく契約保証金または担保を、当該差額金に先に充当することができるものとし、残額がある場合には違約金に充当することができるものとする。
- 9 甲は、構成企業が第2項各号に該当しないことを確認するため、兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）に対して照会を行うことができる。乙は、甲の求めに応じて、照会にあたって必要となる事項について情報を提供しなければならない。
- 10 甲は、構成企業が第2項各号に該当する旨の本部長からの回答または通報（以下「回答等」という。）を受けた場合、神戸市契約等事務から暴力団等を排除するため、甲は、その回答等の内容について、外郭団体等を含む甲の関係部局と情報を共有することができる。

#### （適正な賃金の支払に関する措置）

- 第55条 甲は、乙が雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、本件契約を解除することができる。
- 2 乙は、乙が本事業の業務遂行のために使用する下請負人と工事に係る請負契約を締結する場合及び再受託者と業務に係る業務委託契約を締結する場合においては、前項から次項までの規定の趣旨に即した契約を締結しなければならない。
  - 3 甲は、乙が本事業のために使用する下請負人や再受託者がその雇用する労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたときは、乙に対して、当該受注関係者と締結している契約の解除など必要な措置を講じるよう求めるものとする。
  - 4 第1項の規定に基づき本件契約を解除した場合、乙は、甲の指定する期間内に第45条の委託料の税込金額（契約締結後、委託契約を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約または単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
  - 5 乙が前項の金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。
  - 6 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
  - 7 甲が本条により本件契約を解除した場合の処理には、第53条第3項第1文及び第4項から第8項の規定を準用する。

#### （乙の社会保険加入義務）

- 第56条 乙は、施工企業をして、次の各号に掲げる届出をさせていなければならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。
- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- 2 甲は、乙が前項各号に掲げる届出をさせていないときは本件契約を解除することができる。
  - 3 乙は、乙が第1項各号に掲げる届出をさせていない場合は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わせなければならない。ただし、乙と本件契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合を除く。

- 4 乙が前項の額を甲の指定する期間内に支払わせないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わせなければならない。
- 5 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(下請負人の社会保険加入義務)

第57条 乙は、施工企業をして、前条第1項各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険未加入建設業者」という。）を下請負人とさせてはならない。ただし、当該届出の義務がない者を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、施工企業をして社会保険未加入建設業者を下請負人とさせることができる。
  - (1) 乙と直接下請契約を締結する下請負人  
次のいずれにも該当する場合  
ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合  
イ 甲の指定する期間内に当該社会保険未加入建設業者が前条第1項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、乙が甲に提出した場合
  - (2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人  
次のいずれかに該当する場合  
ア 当該社会保険未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると甲が認める場合  
イ 甲が乙に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（甲が、乙において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、乙が当該確認書類を甲に提出した場合
- 3 甲は、乙が社会保険未加入建設業者と直接下請契約を締結したときは本件契約を解除することができる。ただし、前項に規定する場合を除く。
- 4 前項の規定に基づき本件契約を解除した場合、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（契約締結後、契約金額を変更した場合は、変更後の契約金額とし、単価契約又は単価協定の場合は、支払金額とする。）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わせなければならない。
- 5 乙は、次の各号に掲げる場合は、甲の請求に基づき、違約金として、当該各号に定める額を甲の指定する期間内に支払わせなければならない。
  - (1) 社会保険未加入建設業者が第2項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により本件契約を解除した場合を除く。）乙が当該社会保険未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額
  - (2) 社会保険未加入建設業者が第2項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、乙が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき（ただし、第3項の規定により契約解除した場合を除く。）当該社会保険未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額
- 6 乙が第4項及び前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の延滞利息を甲に支払わなければならない。
- 7 前各項の規定は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(乙による契約解除)

- 第 58 条 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、乙に対する支払いを遅延し、かつ、甲が乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお甲が当該支払いを行わないときは、乙は、甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。乙に対する支払いが遅延した場合、甲は、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、支払時点における遅延した金額に対する支払期日の翌日から支払済みに至るまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に従い計算した額（1 年を 365 日として日割り計算）を乙に対して遅延損害金として支払うものとする。
- 2 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、本件契約上の重要な義務に違反し、かつ、乙から書面による催告を受けた日以後、60 日を経過しても、なお当該義務の違反を是正しないときは、乙は甲に改めて書面により本件契約を解除する旨の通知を行い、本件契約を解除することができる。
  - 3 施設が甲に引き渡される前に第 1 項または第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、速やかに解除に係る事業実施場所をすべて工事着工前の現状に復したうえ、甲に返還するものとし、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
  - 4 施設が甲に引き渡される前に第 1 項または第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第 53 条第 5 項及び第 8 項の規定を準用する。
  - 5 第 1 項または第 2 項の規定に基づき本件契約が全部解除された場合において、乙が甲に対して差し入れた契約保証金またはこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、乙が甲に申し出たときは、甲は、乙に対し、速やかに契約保証金またはこれに代わる担保を返還するものとする。

(任意解除権の留保)

- 第 59 条 甲は、理由の如何を問わず、180 日以上前に乙に対して通知したうえで、本件契約を解除することができる。
- 2 すべての工事が甲に引き渡される前に、前項の規定に基づき本件契約を解除した場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の原状に復したうえ、甲に返還する。また、甲は、乙に対し、当該解除により乙が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
  - 3 すべての工事が甲に引き渡される前に、第 1 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対して、事業実施場所の解除時における現状での引き渡しを求めたときは、前項の規定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第 53 条第 5 項及び第 8 項を準用する。

(不可抗力事由に基づく解除)

- 第 60 条 甲及び乙は、不可抗力事由により相手方の本件契約上の義務の履行が遅延し、または不可能となった場合、当該履行遅延及び履行不能を相互に本件契約に基づく相手方の債務不履行とはみなさないものとする。
- 2 甲は、不可抗力事由により本件契約の一部または全部の履行ができなくなったと認める場合には、乙と協議のうえ、本件契約を変更し、または本件契約の一部または全部を解除することができる。
  - 3 施設が甲に引き渡される前に、第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合には、乙は、速やかに事業実施場所をすべて工事着工前の現状に復したうえ、甲に返還する。
  - 4 施設が甲に引き渡される前に、第 2 項の規定に基づき本件契約が解除された場合に、甲が乙に対し事業実施場所の契約解除時における現状での引渡しを求めたときは、前項の規

定にかかわらず、乙は、事業実施場所を解除時における現状のまま、甲に返還する。この場合、第 53 条第 5 項及び第 8 項の規定を準用する。

(本事業に係る直接法令改正等が行われた場合等の解除)

第 61 条 本件契約の締結日以降に、本事業に直接関係する法令改正等が行われた場合または乙の責めに帰すべき事由によらないで許認可等の効力が失われた場合に、本事業の継続が不可能となったときは、甲は、乙と協議のうえ、本件契約を解除することができる。本条に基づき本件契約が解除されたときは、前条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(解除に伴う措置)

第 62 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第 44 条に規定する契約保証金又はこれに代わる担保は違約金として甲に帰属するものとする。ただし、同条第 351 項のただし書の規定により同項の保証又はこれに代わる担保を付していないときは、当該保証に相当する額を違約金として第 53 条 5 項の規定による支払額から控除する。

(1) 第 53 条の規定により契約を解除した場合

(2) 代表企業がその債務の履行を拒否し、又は、代表企業の責めに帰すべき理由によって代表企業の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げるものがこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 代表企業について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 代表企業について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 代表企業について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

## 第 7 章 不可抗力事由または法令改正等による契約内容の変更等

(不可抗力事由による契約内容の変更等)

第 63 条 甲及び乙が、本件契約締結日以降の不可抗力事由により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が不可抗力により履行不能となった場合、履行不能となった範囲で履行期日における当該義務の履行義務を免れるものとする。

3 不可抗力により本件契約の一部もしくは全部が履行不能となった場合または不可抗力事由により、対象施設もしくは工事への重大な損害が発生した場合、乙は当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、最大限の努力を行うものとする。

4 甲及び乙は、第 1 項の通知を相手方から受領した場合、不可抗力事由により契約どおりに履行することができなくなった義務について、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

(法令改正等による契約内容の変更等)

第 64 条 甲及び乙が、本件契約締結日以後の本事業に直接関係する法令改正等により、本件契約に基づく自己の義務を契約どおりに履行することができなくなった場合、甲及び乙は、その内容を詳細に記載した書面をもって直ちにこれを相手方に対して通知しなければならない。

2 甲及び乙は、前項の通知がなされて以降、本件契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合、履行期日における当該義務が適用法令に違反する限りにおいてその履行義務を免れるものとする。

- 3 本件契約締結日以後の税制度の変更を含む法令変更（乙の税の軽減を目的とする措置を含む。）、または技術革新等により、本件契約に基づく乙の業務に係る費用を低減することが可能となった場合、甲は乙と協議のうえ、必要な範囲で事業指針の内容を変更し、委託料の減額を行うものとする。
- 4 甲及び乙は、第1項の通知を相手方から受領した場合、本事業に直接関係する法令改正等に対応し、いずれも相手方に生じる損害が最小限となるよう、義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき速やかに協議を行うものとする。

（不可抗力事由による追加費用または損害の負担）

- 第65条 不可抗力事由によって、乙に追加費用または損害が生ずる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用または損害の状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前条の追加費用または損害及び第63条に基づく義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用または損害について、施設が甲に引き渡される前に不可抗力事由が生じ、これにより乙に発生した合理的な範囲内の追加費用または損害については、第45条に規定する委託料のうち、引渡未了の工事に対応する委託料（消費税及び地方消費税別）の100分の1に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、甲または乙が第75条に基づき付保した保険に基づき保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、甲が負担すべき追加費用または損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用または損害の額から控除する。
  - 3 前項に基づき甲が負担する追加費用または損害の負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びそれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。
  - 4 第63条の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、不可抗力事由が生じた日から60日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。

（法令改正等による追加費用または損害の負担）

- 第66条 本事業に直接関係する法令改正等によって、乙に追加費用または損害が生じる場合、乙は、当該事実が発生した後、直ちに当該追加費用または損害の状況を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の追加費用または損害及び第63条の義務内容の変更に伴う乙の追加費用のうち合理的な範囲内の追加費用または損害を負担するものとし、負担方法については乙と協議する。この場合において、乙は、当該追加費用または損害の内訳及びこれを証する書類を添えて甲に請求するものとする。なお、本事業に直接関係する場合以外の法令改正等による場合の乙に発生した追加費用または損害については、乙の負担とする。
  - 3 第63条の義務内容の変更及びこれに伴う追加費用につき、本事業に直接関係する法令改正等の公布日から60日以内に甲及び乙の協議が調わない場合は、甲が不可抗力に対する対応方法を乙に通知し、乙はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の追加費用の負担についても前項を準用する。ただし、本事業の採算性に著しく影響を与える本事業に直接関係する法令改正等の場合には、甲及び乙は、本事業の継続の可能性を検討することを目的として、協議の期間を60日以上に延長できるものとする。

（事由の複合による追加費用または損害の負担）

- 第67条 本件契約に定める契約内容の変更事由の全部または一部が複合してなされた契約変更起因して、甲及び乙に追加費用または損害が発生したときのそれぞれの負担額については、その変更事由ごとに、変更に与えた影響度合いを算出し、これらを按分したうえで、各変更事由に定める甲及び乙の負担割合を適用して、甲、乙がそれぞれ負担する追加費用または損害の額を決定する。

## 第8章 その他

### (関連工事の調整)

第68条 乙は、乙の施工する工事及び別途工事が施工上関連する場合には、乙は甲を通じ、別途工事の請負者と十分調整を行い、事業を円滑に進めるものとする。

### (協議等)

第69条 甲及び乙は、必要と認める場合は、本件契約に基づく一切の業務に関する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

- 2 甲と乙が前項に基づき協議を行ったときは、乙はその協議録を作成、保管し、甲から提出を求められたときは、速やかにこれを提出するものとする。

### (公租公課の負担)

第70条 本件契約及び本件契約に基づく一切の業務の実施に関して生じる公租公課は、全て乙の負担とする。

- 2 甲は、第45条に定める委託料に対する消費税及び地方消費税（各支払時点において有効な消費税率及び地方消費税率による。）を除き、関連する全ての公租公課について一切負担しないものとする。ただし、本件契約に別途定めがある場合を除く。

### (契約上の地位等の譲渡)

第71条 乙は、甲が事前に承諾した場合を除き、本件契約上の地位及び権利義務を第三者等に対して譲渡し、担保に提供し、またはその他の処分をしてはならない。

- 2 乙は、本件契約の契約期間中において甲に事前に承諾を得なければ、乙の組織、代表者、役員、または株主等の変更または合併その他乙の法人としての実体に変更を及ぼすような行為を一切してはならない。
- 3 本件契約が契約期間中に終了し、甲が引き続き対価等の支払いをする場合において、乙を存続させておくことができない事情が発生したときは、甲は、それを拒む合理的理由がない限り、乙が甲に対して有する対価等の支払請求権を乙の株主または融資機関に譲渡することを承諾するものとする。

### (秘密保持)

第72条 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の秘密を本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業及び協力企業を除く第三者に漏えいしたり、本件秘密文書（互いに本事業に関して知り得た相手方の営業上及び技術上の秘密に属する一切の事項及び情報が記載された文書または当該情報が記録された電磁的記録をいう。以下同じ。）等を滅失、毀損、または改ざんしてはならず、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、法令に従って開示する場合を除き、本件契約上の義務の履行ないし本件契約上の権利の行使に係る事務に従事する者及び従事していた者（本件契約に基づき本事業の全部または一部を第三者に委託する場合における当該第三者を含む。）、本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業及び協力企業に、本件契約上の秘密を第三者に漏えいさせ、本件秘密文書等を滅失、毀損、または改ざんさせ、また、本件契約上の秘密及び本件秘密文書を本件契約の履行以外の目的に使用させてはならない。
- 3 乙は、本件契約に基づく本事業の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対し、その受託業務遂行事務に従事させる者及び従事させていた者との関係で、前項において乙が甲に対し約したのと同様の義務を負わせなければならない。本事業の遂行に係る資金調達に関して契約上守秘義務を負う金融機関並びに甲及び乙の弁護士、公認会計士、ファイナンシャルアドバイザー、構成企業及び協力企業についても本件契約上の秘密に該当する情報を提供する場合には同様とする。



- 4 乙は、本事業を行うにつき、個人情報を取り扱う場合は、漏えい、紛失または毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を、神戸市個人情報保護条例（平成9年神戸市条例第40号）を含む関係法令の規定に従うほか、甲の指示を受けて適切に取り扱うものとする。
- 5 乙は、本事業に従事する者及び従事していた者に対して、その事務に関して知り得た個人情報について、前項の規定に従い、適切に取り扱うよう徹底させるものとする。
- 6 甲は、乙が本事業を行うにつき、取り扱っている個人情報の保護状況について、随時調査することができる。
- 7 甲は、乙が本事業を行うにつき、個人情報の取扱いが不適切であると認められるときは、必要な勧告を行うことができる。この場合、乙は直ちに甲の勧告に従わなければならない。

#### （知的財産権）

- 第73条 乙は、甲及び乙が協議して別に定めるものを除き、工事目的物、本事業の推進に関して乙から甲に提出される書類等（業務の内容に電磁的記録の作成が含まれているときは、当該電磁的記録及び当該電磁的記録を記録した記録媒体を含む。以下本条において「工事目的物等」という。）が著作権法（昭和45年第8号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち乙に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該工事目的物等の引き渡し時に甲に無償で譲渡する。著作権等以外の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利、これらの権利を取得し、または登録等を行う権利その他これらの権利に類する権利をいう。以下本条において同じ。）についても、同様とする。
- 2 乙は、甲及び乙が協議して別に定めるものを除き、本事業の推進に関して甲と共同して作成した書類等が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権等のうち乙に帰属する持分（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該書類等の作成と同時に甲に無償で譲渡する。著作権等以外の知的財産権についても、同様とする。
  - 3 前2項の場合において、乙は、著作物について、甲、甲より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者、並びに新たな構成企業が本事業を引き継ぐ場合における当該構成企業に対し、著作者人格権を行使しない。
  - 4 乙は、甲に対し、工事目的物等及び第2項の書類等が第三者の著作権、著作権等以外の知的財産権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証し、万一当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。
  - 5 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。
  - 6 乙は、甲から本事業の推進に関して乙に提出される書類等のうち、甲のみが作成し、著作権の対象となるものについての著作権等は甲に属することを認める。
  - 7 前項にかかわらず、乙は、本事業の遂行の目的で使用する場合は、前項の甲の著作権となる書類等の内容を甲の承諾を得て無償で使用または公開できるものとするが、第三者にこれを使用させる場合には、甲の承諾を得なければならないものとする。
  - 8 甲及び乙は、本件契約の効力消滅後においても、前各項の規定に従うものとする。

#### （特許権等）

- 第74条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令等に基づき保護されている第三者等の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、当該第三者から承諾を得たうえでこれを使用するものとし、その使用に関する一切の責任を負わなければならないが、当該第三者の権利に関する紛争が生じた場合には、乙において、甲が損害賠償義務等を負わされることのないよう対応するものとする。

- 2 前項の紛争により、甲が損害賠償義務等を負わされることとなった場合には、乙が自らの責任及び費用において、甲に代わりこれを履行するものとする。

(付保すべき保険等)

第 75 条 乙は、乙の費用負担のもとに、損害保険会社との間で、甲の承諾する保険契約を各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、甲に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の写しの作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。

- 2 乙は、各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 甲は、乙が第 1 項の保険契約の一部または全部を締結しないときは、自ら保険契約を締結することができる。この場合において、甲は乙に対し、当該保険契約の保険料及び当該保険契約の締結に要した費用の全部を請求することができる。
- 4 保険金の請求は、第 1 項の場合は乙、第 3 項の場合は甲が行うものとし、甲及び乙は互いに保険金請求を行う相手方に協力するものとする。
- 5 別途定める保険に基づき甲または乙が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用または損害のうち、甲が負担すべき追加費用または損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、乙が負担すべき追加費用または損害の額から控除する。

(遅延損害金)

第 76 条 甲及び乙が、本件契約の各条項に基づき、相手方に対して支払うべき金額を所定の期日までに支払わないときは、未払い額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 14 条及び第 8 条第 1 項に基づいて財務大臣が定める率と同率の割合で計算した額を、遅延損害金として相手方に支払うものとする。

## 第 9 章 雑則

(請求、通知等の様式等)

- 第 77 条 本件契約に定める請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請、契約終了告知、解除または解約その他の意思表示等の通知（以下「本件契約に定める請求等」という。）は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。
- 2 甲の乙に対する本件契約に定める請求等は、代表企業に対してなすものとし、その他の構成企業になすことを要さないものとし、乙の甲に対する本件契約に定める請求等は代表企業よりなすものとする。ただし、本件契約に定める請求等の相手方が認めた場合は、この限りではない。
  - 3 本件契約上の期間の定めは、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第 78 条 本件契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第 79 条 本件契約に関する紛争は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、甲及び乙は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めのない事項等)

第 80 条 本件契約に定めのない事項について定める必要が生じたときまたは本件契約の解釈もしくは本件契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

## 別紙1 定義集

### (1) 事業指針

本件契約、実施方針、実施方針に関する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に関する質問への回答及び事業者提案書類をいう。

### (2) 要求水準

要求水準書（本事業に関し、令和2年12月11日に公表された「要求水準書」公表後の変更を含む。）に記載された、本事業の遂行にあたって、乙が満たすべき最低水準をいう。

### (3) 提案水準

要求水準を全て満たす事業者提案書類において提案された内容及び水準をいう。

### (4) 業務水準

本件契約に基づく全ての業務に係る入札説明書（令和2年12月11日に公表された「ポートアイランド新グラウンド（港島南町）整備事業（デザインビルド方式）入札説明書」公表後の変更を含む。）等、入札説明書等への質問に関する回答（入札説明書等に関して提出された質問書を基に甲が作成し、令和2年12月●日に公表された回答書をいう。）、事業者提案書類及び各種共通仕様書等に記載の内容及び水準をいう。

### (5) 完成検査

甲が乙から施設の引き渡しを受けて供用開始する前に、施設の品質が設計、施工及び工事監理業務に係る業務水準を満たした状態にあることを確認するために必要な検査で、要求水準書の規定に基づき乙が行う工事検査の検査項目に準じるものをいう。

### (6) 不可抗力事由

提案時において想定し得ないような、暴風、豪雨、洪水、台風、地震、地滑り、落盤、落雷、大雪、火災、不慮の事故、ストライキ、ロックアウト、暴動、伝染病、内乱、革命、戦争、爆発、外部電源からの長期の電力供給停止等の自然災害または人為的な事象であって、甲または乙の合理的な制御が不能なあらゆる事由をいう。

### (7) 本件契約上の秘密

甲及び乙が本件契約上の義務の履行または本件契約上の権利の行使に際して知り得た情報で、一般に公開されていないものをいう。ただし、本件契約前に既に自ら保有していたもの及び公知になったもの及び正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなく取得したものを除く。

### (8) 本事業に直接関係する法令

特に本事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令であって、本事業に直接関係する新税の成立並びに消費税率及び地方消費税率の変更も含まれるが、これに該当しない法人税その他の税制の変更及び乙に対して一般に適用される法律の適用は含まれないものとする。